

# 吸収合併に係る事後開示書面

(吸収合併に係る事後備置書面)

2023年3月1日

杉田エース株式会社

会社法第 801 条第 1 項に規定する事後備置書類  
(吸収合併に関する事後備置書類)

2023 年 3 月 1 日

東京都墨田区緑二丁目 14 番 15 号  
杉田エース株式会社  
代表取締役社長 杉田 裕介

当社を吸収合併存続会社、株式会社モリギン（以下「モリギン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条の定めにより開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

記

1. 効力発生日

令和 5 年 3 月 1 日です。

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

モリギンは、会社法第 785 条第 3 項に基づき、令和 5 年 1 月 4 日付にて株主に対して通知を行いましたが、同条第 1 項に従いモリギンに対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

また、モリギンは、会社法第 789 条第 3 項の規定及び定款第 4 条に従い、令和 4 年 11 月 10 日付にて官報及び電子公告の方法により債権者に対する公告を行いましたが、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

なお、モリギンは新株予約権を発行しておりませんので、第 787 条の規定による手続の経過に関する該当事項はありません。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社は反対株主の株式買取請求手続きを行っておりません。

また、当社は、会社法第 799 条第 3 項の規定に従い、令和 4 年 11 月 10 日付にて官報及び日本経済新聞へ掲載する方法により債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である令和 5 年 3 月 1 日をもって、モリギンからその資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。なお、モリギンより引き継いだ資産の額は 333,755,479 円（概算額）、負債の額は 191,382,526 円（概算額）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項  
(吸収合併契約の内容を除く)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和 5 年 3 月 1 日以降で会社法第 921 条の変更の登記を申請します。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前備置書類  
(吸収合併に関する事前備置書類)

東京都千代田区岩本町一丁目 2 番 10 号

株式会社モリギン

代表取締役 森 剛一

杉田エース株式会社（以下「杉田エース」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めにより開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

(目次)

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 新株予約権の定めに関する事項
4. 吸収合併存続会社についての事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
  - (2) 臨時計算書類等
  - (3) 重要な後発事象
5. 吸収合併消滅会社についての事項
  - (1) 重要な後発事象
6. 債務の履行の見込みに関する事項

## 1. 吸収合併契約の内容

別紙1をご参照ください。

## 2. 合併対価の相当性に関する事項

### (1) 合併対価の総額の相当性に関する事項

本合併により、当社の株式1株に対して金2,550円の割合で割当て交付します。

#### ①算定の基礎

本合併に係る合併対価（以下「本合併対価」といいます。）は、その公正性・妥当性を確保するため、杉田エース及び当社は、第三者算定機関に当社の株式価値の算定を依頼することとし、みらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）を第三者機関として選定いたしました。

みらいコンサルティングは、当社は非上場会社であり、その事業内容及び企業規模の観点から比較可能な上場類似会社が存在しないため、将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値の評価のレンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式価値の評価レンジ
DCF法	5,148円～8,337円

※本合併により割当て交付する株式

自己株式（390株）を除く当社の普通株式19,610株です。

みらいコンサルティングは、当社の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた資料、情報を使用し、それらの資料等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。くわえて、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の直近損益や、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

#### ②算定の経緯

杉田エース及び当社は、みらいコンサルティングから提出を受けた当社の株式価値の算定結果を参考に慎重に検討し、杉田エースと当社間で本合併対価が公正な手続きを通じてそれぞれの株主様の利益について最大限配慮した公正妥当なものであるかについて慎重に協議を重ねてまいりました。その結果、杉田エース及び当社は、本合併対価は妥当であ

り、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、令和4年9月6日、当社は当社の取締役決定において、杉田エースは杉田エースの取締役会において、それぞれ承認のうえ、同日、杉田エース及び当社間で吸収合併契約を締結しました。

なお、上記の第三者算定機関が提出した当社の株式価値の算定結果は、本合併対価から算定される当社の株式価値の公正性について意見を表明するものではありません。

また、本合併対価は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更があった場合には、杉田エース及び当社間で協議のうえ、変更することがあります。

#### (2) 合併対価として現金交付を選択した理由

当社の株主に対する投資資本の回収の機会を確保する観点から、より流動性の高い現金を合併対価とすることが適切であると判断いたしました。

### 3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

### 4. 吸収合併存続会社についての事項

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

杉田エースは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

#### (2) 重要な後発事象

最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

### 5. 吸収合併消滅会社についての事項

#### (1) 重要な後発事象

最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

当社及び杉田エースの各最終事業年度末日時点の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

当事会社	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	333,755,479 円	191,382,526 円	142,372,953 円
杉田エース	36,918 百万円	26,553 百万円	10,364 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上に加えて、当社の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

## 別紙 1

吸収合併契約書・修正覚書



## 別紙 1

### 吸収合併契約書

杉田エース株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社モリギン（以下「乙」という。）は、次の通り合併契約を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下「本件合併」という。）。
- 2 本契約当事者の商号及び住所は次の通りである。

甲：吸収合併存続会社

商号：杉田エース株式会社

住所：東京都墨田区緑二丁目14番15号

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社モリギン

住所：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

#### 第2条（効力発生日）

効力発生日は、2023年3月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本件合併に際して、総額金50,005,500円を交付することとし、効力発生直前時の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲及び乙を除く）に対して、乙株式1株に対して金2,550円の割合で割り当てる。

#### 第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金10,000,000円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則の従い、甲が定める。

#### 第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

#### 第6条（退職慰労金の支給等）

甲及び乙は、本件合併に伴う乙の役員に対する退職慰労金の支給、甲の役員の増員等に関する事項は、本契約とは別に定める。

#### 第7条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを実行する。

#### 第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、甲は、会社法、民法その他の法律等の規定にかかわらず、一方的に本契約を解除することはできないものとする。

#### 第10条（合併契約の効力）

甲乙間の契約は、第5条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議の上、これを定める。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2022年9月6日

甲：東京都墨田区緑二丁目14番15号

杉田エース株式会社

代表取締役 杉田裕介



乙：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

株式会社モリギン

代表取締役 森剛一



## 修正覚書

杉田エース株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社モリギン（以下「乙」という。）は、甲と乙の間の2022年9月6日付「吸収合併契約書」（以下「本合併契約」という。）の一部修正に関し、以下のとおり合意し、修正覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第1条（修正の合意）

甲と乙は、本合併契約第4条を、以下のとおり修正することを確認する（修正箇所は下線部）。

（修正前）

#### 第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金10,000,000円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則に従い、甲が定める。

（修正後）

#### 第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金0円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則に従い、甲が定める。

### 第2条（その他規定事項）

甲と乙は、本覚書に定める他、本合併契約の定めは何らの変更はないことを確認する。

以上のとおり合意したので、本書1通を作成し、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2022年10月12日

甲：東京都墨田区緑二丁目14番15号

杉田エース株式会社

代表取締役 杉田裕介



乙：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

株式会社モリギン

代表取締役 森剛一

